

神奈川施保連ニュース VOL.52

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 同上 広報部会
発行所 同上 事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村 岩本邦雄方
TEL&FAX045-751-1010



交流会報告と今後の開催について

神奈川県知的障害者施設保護者会(または家族会)が抱える共通の課題について、保護者が相互に情報を交換し、その対策を話し合っており、また話し合いの中で自分たちの会の運営に参考になる事項があれば採り入れることをめざして、第一回交流会を開催しました。

今回のテーマは「保護者

会活動をいかにして活性化するか」を採り上げ、58名の参加者を10名ずつの6グループに分け、2月2日を皮切りに、各グループごとに2〜3回の会合を持ちました。

各グループでは活発な意見交換が行われ、有益な対応策が出されました。その概要は次の通りです。

テーマ

保護者会活動をいかにして活性化するか

課題の要約

1. 役員(特に会長)のなり手がいない
2. 例会等の出席率が低い

対応策の要約

(各項目末尾の数字は同じ趣旨の対応策をあげたグループの数です)

◆課題1について

- ① 交通費等の支給による経済的負担の軽減
- ② 役員の役割分担の明確化による負担の軽減(4)
- ③ 役職の固定化を避ける
- ④ 役員の任期の設定(3)
- ⑤ 施設との協調による役員の負担の軽減
- ⑥ 役員順番制の導入(4)
- ⑦ 役員数の見直し(2)
- ⑧ 役員の職務内容のマニュアル化により引き継ぎやすくする
- ⑨ 後任者の発掘と人材育成(3)
- ⑩ 役員会の回数削減
- ⑪ 役員交代がやりやすい雰囲気作り(3)

課題2について

- ① 会の活動や情報提供の周知徹底(欠席者には資料郵送)(4)
- ② 施設側との情報交換・認識合わせ内容の会員への伝達による理解の深化(4)
- ③ 保護者会の必要性について十分に説明し理解を求める(対施設を含む)(2)
- ④ 会員の悩み事などを気軽に相談できる場にする(2)
- ⑤ 保護者会のやり方の工夫(出席したくなるような企画の策定・実施を含む)(2)
- ⑥ 施設職員との個別面談の実施(2)
- ⑦ 会員同士が打ち解けた会話や遊びが出来る場の設定(4)

- (例えば、旅行・カラオケ会・飲み会・例会での茶菓子の提供などを含む)

- ⑧ 保護者会の年度活動方針や計画の策定と会員への説明
- ⑨ 単なる連絡・報告の場ではなく、会員の身近なテーマの積極的な採り入れ(2)
- ⑩ 家族会に入会するメンバーの明確化とアピール
- ⑪ 会員の了解のもとでの連絡網の充実
- ⑫ 神奈川施保連版の安心ノートの作成・配布(家族会活動に興味・関心をもたせるため)
- ⑬ 障害福祉施策の動向や考え方を解りやすい表現で説明する(2)

以上

今回の交流会の参加者からは「他の施設の状況が良く分かり参考になった」というご意見を多数いただきました。

次の交流会のテーマは「利用者の特性に応じた支援の質と量について、ハード・ソフト面でのような問題があり、望ましい改善の方向はどうかあるべきか」とし、7月27日に開催を計画していますので、大勢の方の参加をお待ちしています。

県障害サービスクラス課との意見交換について

4月30日(水)午後1時から県障害サービスクラス課との意見交換が行われました。

県から山崎障害サービスクラス長、以下5名、神奈川施設保連から岩本会長、以下10名が出席しました。

意見交換はあらかじめ神奈川施設保連が提出した質問事項を中心に、2時間弱行われました。

1. 地域移行について

(1) CHのGHへの一元化に伴う施設運営への影響

(県) ①今回の改正は、CHについては大きな影響はないと考えている。

②事業者報酬については、69%の上乗せになっている。

③夜間支援体制加算見直しは、夜勤体制への移行促進であるが、利用者数のみで算定することになっている。

④GHの介護サービスクラス部分は外部委託できるが、その場合市町村におけるサービスクラス支給量の決定に際し、勘案すべき支給標準時間については不十分だという意見がある。
なお、外部委託希望の施設は

ごく少数と認識している。

(施) ①夜間支援体制加算を、利用者数のみで算定すると、障害の実態に則した支援ができないのではないかと懸念がある。

②介護サービスクラス部分の外部委託は、サービスクラスの質的低下を招く懸念がある。

③夜勤体制への移行予定施設数は、どの程度なのか。職員確保のための採用促進策などは考えているのか。

(県) 現時点では約70%が夜勤体制に移行するとしている。また、職員採用促進策は今のところないが、県立高校の生徒を対象に、「介護事業を体験してもらおう」という施策を実施している。

(2) 重度障害者の地域生活移行

(県) ①平成17年10月1日からの8年間で、地域生活に移行した入所施設利用者は858人。その内訳はGH・CH 573人、家庭 215人、その他70人である。なお、県は障害程度区分別の数は把握していない。

②重度障害者の地域移行については、GHの支援体制の充実を図るため、県としての運営費補助等も行って

③移行者の収入に関しては、障害基礎年金2級の場合、月額64,400円に対し、鎌倉市の41歳から59歳の者の生活保護費(住居費を除く)は83,980円である。

(施) ①地域生活移行および入所施設の利用者数削減は計画どおりになっていない。これは入所施設の必要性を示しているのではないかと懸念がある。

②地域移行した人の約25%が家庭に戻っているが、これは本人・家族の希望によるものではないのではないかと懸念がある。

③GHの利用者が生活保護を申請した際の対応は、どのように考えているのか。

(県) 計画の達成状況はそれとおりにあるが、入所施設の新設は困難である。また、GH利用者からの生活保護申請については、一般の人と同様に扱うことにな

2. 65歳問題について

(県) ①入所施設の利用者以外は、65歳になると、原則介護保険が適用される。

②適用の例外的取扱に関しては、各市町村に対し周知している。

③特別養護老人ホームの入所に

ついては、個別理由による入所枠を設けるのではなく、総合的に判断するよう県条例により指導している。

(施) ①例外的な取扱に関しては、さらに指導の徹底を望みたい。

②知的障害があるというだけで、ホーム利用を拒否されることがあるという実態を、ぜひ理解して欲しい。

3. 県内の喀痰吸引等が行える事業所数について

平成25年4月1日現在242ヶ所であり、うち101ヶ所が障害者関係である。

以上

障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施設保連は、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加していません。加入資格、その他の詳細は、下記までご連絡下さい。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
TEL:045-315-7716
FAX:045-324-0426